

⑤（短期退職時の手数料の取扱い）

候補者の雇用が開始日から12週間以内に甲または候補者いずれかによって終了した場合、または候補者が雇用を開始しなかった場合、乙はコンサルティング報酬の該当部分を甲に返金するものとする。ただし、以下の条件に従うものとする。

- a) 甲は、甲または候補者のいずれかが解雇通知を送付した日から7日以内に、乙に解雇を通知しなければならない。候補者が雇用を開始しない場合、甲は合理的に可能な限り速やかに乙に通知するものとする。
- b) 乙は、当該通知の受領後4週間以内に、当初の職務要件に基づき適切な代替候補者を提案する権利を有するものとする。当該期間内に適切な代替候補者が特定されない場合、または甲が合理的な判断に基づき代替候補者を受け入れない場合、あるいは代替候補者の雇用が開始後12週間以内に終了した場合、甲は該当する返金を受ける権利を維持するものとする。
- c) 当初合意した第5条に基づく21 日間の支払期限内にコンサルティング報酬が全額支払われていなくてはならない。
- d) 以下のいずれかの理由により契約が解除された場合、返金義務は適用されません。：
 - 甲による人員削減 / 組織再編
 - 甲による採用戦略の変更
 - 研修・入社前の丙の能力不足
 - 甲が提示した当初の職務内容と職務内容に重大な不一致がある場合
 - 甲による差別行為または不当行為
- e) 上記の場合、払い戻し額は以下のように計算される。

雇用期間	返金率
4 週間未満	75%
5～8 週間	50%
9～12 週間	25%

本条に基づき支払われる払い戻しは、(i) 乙が提案した代替候補者で甲が手続きを進めないことを確認した結果、または
(ii) 上記(b)に規定する4週間の期間が満了した日のいずれか早い日から30日以内に行われるものとする。